

燕市男女共同参画推進条例
(逐条解説)

平成26年12月

燕 市

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 前文 | 1 |
| 第1章 総則 | |
| 第1条 目的 | 3 |
| 第2条 定義 | 3 |
| 第3条 基本理念 | 5 |
| 第4条 市の責務 | 8 |
| 第5条 市民の責務 | 8 |
| 第6条 事業者の責務 | 9 |
| 第7条 性別による人権侵害の禁止 | 9 |
| 第8条 表現上の留意事項 | 10 |
| 第2章 基本的施策 | |
| 第9条 男女共同参画基本計画 | 11 |
| 第10条 年次報告 | 11 |
| 第11条 調査及び研究 | 12 |
| 第12条 広報、啓発活動等 | 12 |
| 第13条 推進体制 | 12 |
| 第14条 施策の策定等に当たっての配慮 | 12 |
| 第15条 附属機関等における委員の構成等 | 13 |
| 第16条 人材の育成 | 13 |
| 第17条 雇用の分野における男女共同参画の推進 | 14 |
| 第18条 教育の分野における男女共同参画の推進 | 14 |
| 第19条 防災の分野における男女共同参画の推進 | 15 |
| 第20条 商工業及び農林業の分野における男女共同参画の推進 | 15 |
| 第21条 市民及び事業者への支援 | 15 |
| 第22条 家庭生活への支援 | 15 |
| 第23条 相談窓口の設置 | 16 |
| 第24条 施策に関する意見の申出 | 16 |
| 第3章 男女共同参画推進審議会 | |
| 第25条 設置等 | 18 |
| 第4章 雑則 | |
| 第26条 委任 | 19 |
| 附則 | 19 |

(名称)

「燕市男女共同参画推進条例」

【説明】

合併後における燕市の将来像の実現に向けて、根幹となる具体的な施策や事業などを示すとともに、均衡ある発展と市民の福祉の向上を目指すための指針として策定されました「新市建設計画」。

この計画の中には、まちづくりの基本方針のひとつ「人が育ち、活躍するまちをめざして一参加・交流一」の主要な施策として「(仮称)男女共同参画条例」の制定がうたわれています。

また、燕市男女共同参画推進プラン(平成19年3月策定)、第2次燕市男女共同参画推進プラン(平成24年3月策定)では、計画の目標を「一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして」とし、3つの基本目標を掲げて推進しています。

- ①ともに考える 男女共同参画社会をめざす意識づくり
- ②ともに参画する 男女共同参画の社会づくり
- ③ともに暮らす 男女共同参画の環境づくり

この条例は、家庭、職場、学校、地域等のあらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、市、市民及び事業者が男女共同参画の推進に取り組むことを目的としており、こうした観点から「燕市男女共同参画推進条例」としました。

(前文)

すべての男女が性別にかかわらず、個々の人権が尊重され、家庭、職場、学校、地域等のあらゆる状況において、生涯にわたり、その個性と能力を十分に発揮し、心豊かに生活できる社会の実現は、誰もが望むことである。

燕市では、これまで、市民の意識を把握しながら、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきた。

しかしながら、社会制度、社会慣習等における固定的性別役割分担がいまだ根強く存在しており、さまざまな分野で男女が共に責任を分かち合い、支え合う男女共同参画社会を実現するには一層の努力が必要である。

また、少子化の進行による人口減少、家族形態の多様化その他社会情勢の著しい変化に柔軟に対応し、住みよい環境づくりを進めるためには、すべての市民は、人生における仕事と生活を調和する必要がある、家庭をはじめ職場、学校、地域等での男女共同参画社会の実現に向けた更なる取組が求められている。

こうした状況を踏まえ、長い歴史の中で、男女が互いに支え合いながら、世界に誇る金属加工技術で発展を遂げてきた燕市は、市民及び事業者と協働で男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

【基本的な考え方】

前文は一般的に、法令の冒頭に、法令制定の由来や目的、法令の基本的理由などを述べた文章といわれています。この条例が日本国憲法の個人の尊重を踏まえ法の下での平等と両性の本質的平等に基づいていること、及び国際社会での取り組みである女子差別撤廃条約に基づいていることを示しています。

この条例が求める平等とは憲法における男女平等を前提としていることを意味します。これら憲法上の基本的人権や国際法を基準として、この条例では、燕市の将来構想にとって男女共同参画が不可欠であること、及び条例制定の由来・背景・必要性を明らかにし、その心構えや決意を宣言するため前文を置いています。

【説明】

前文では、条例を制定する背景や趣旨を記述しています。

第1段落は社会が求める将来像を、第2段落ではこれまでの取組を、第3・4段落では性別による固定的な役割分担意識がまだ残っていることや、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会となっていないという今日的な課題に触れながら、最終段落で、古くから男性と共に女性が家内工業的に地場産業の製造に関わり、現在でも女性の就業率が高い地域特性を背景にした表現を織り込むことで、燕市としての男女共同参画社会の実現に向け一層の推進を目指した条例を制定することをうたっています。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【基本的な考え方】

この条例を制定する目的を明らかにし、各条文に共通した指針を示すために規定しています。

【説明】

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するという目的を定めています。

男女共同参画社会の形成には、市民一人ひとりの意識が深く関わっていることから、今後はこの条例を根拠として、市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、それぞれの責務を自覚し、主体的な取組を進めるとともに、それぞれが協働しながら施策を総合的かつ計画的に実施する重要性を明らかにしています。

※「男女」とは、条例全体を通じて、「男女」と規定しています。条例は女性のみを対象とするものではなく、また男性のみを対象とした規定もありません。男女両方を対象として男女共同参画社会の形成の推進について規定しております。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) **積極的格差是正措置** 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) **市民** 市内に居住し、又は市内へ通勤し、若しくは通学する全ての個人をいう。
- (4) **事業者** 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) **セクシュアル・ハラスメント** 相手の意に反した性的な言動により相手方を不快にさせること又は性的な言動を受けた相手方の対応を理由として当該相手方に精神的、経済的その他の不利益を与えることをいう。

(6) **ドメスティック・バイオレンス** 配偶者、恋人等の親密な関係にある者への身体又は精神に対する暴力的行為をいう。

(7) **ワーク・ライフ・バランス** 仕事と生活の調和をいい、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

【基本的な考え方】

この条例を共通の解釈のもとで運用していくために、主要な用語及び重要な意味を持つ用語の定義を規定しています。

【説明】

(1) 「男女共同参画」とは、男女が対等な構成員として、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野に参画することができ、それによって政治的、経済的、社会的及び文化的に利益や喜びも分かち合い、同時に責任も分かち合うことをいいます。

「参画」とは単に参加するだけでなく、政策・方針の決定、企画立案の過程に積極的に加わるなど、主体的な参加姿勢を示しています。

(2) 「積極的格差是正措置」とは、「ポジティブ・アクション」ともいい、家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野における男女間の格差を是正するため、暫定的に必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対して、積極的に機会を提供し、これにより男女が対等な関係になるようにするものです。

現状では、女性の参画の機会が少ない分野が多いことから女性を対象とした積極的格差是正措置が多く、例えば、積極的に採用や登用するなどの措置を行うことをいい、国、地方公共団体では審議会委員における女性委員の参画の促進が行われています。

(当市においても各種審議会等における女性委員の参画や女性管理職の登用を推進しています。)

(3) 「市民」とは、市内に居住する者だけでなく、市内にある事務所または事業所に通勤する者、市内にある学校に在学する者も含みます。

また、地域的な共同活動を目的に組織されている自治会、まちづくり協議会等の団体や教育関係者も含んでいます。

条例は、その効力が市内に限られていることから、条例における「市民」は燕に住所を有する人（住民）のことを指すのが原則ですが、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課すものではなく、市、市民及び事業者等が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを趣旨としていることから、条例全体を通じて「市民」を広く捉えることにしました。

(4) 「事業者」とは、営利目的あるいは公益目的にかかわらず、市内に事務所又は事業所を有し、業を行う個人、法人その他の団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社・企業だけでなく、その集合体である商工会議所のような法人も含みます。

(営利法人、労働組合、協同組合等)

また、その他の団体としては、法人格を有しない集団をいい、ボランティア活動を行う集団などがこれに含まれます。

事業を営む者の多くが労働者を雇用しており、市民としての立場以上に他者に与え

る影響が大きいことを踏まえて、特に市民と分けて想定しているものです。

ただし、次に掲げる政治、宗教などを目的とする団体は除きます。

①特定の宗教、思想等の普及活動を行う団体

②特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体

(5)「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動を間接的に受けたことへの対応により、間接的に受けた者が何らかの不利益を受けるもの、あるいは職場などあらゆる場での環境が不快になることも含んでいます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。）第11条に規定されている、いわゆる「セクシュアル・ハラスメント」は職場に限定されていますが、この条例では職場内に限らず、家庭、学校、地域などあらゆる分野において起こりうることを想定しています。

(6)「ドメスティック・バイオレンス」とは、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のほか、婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人などの間に起こる暴力全般をいいます。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的暴力も含まれます。

(7)「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事（ワーク）と仕事以外の生活（ライフ）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくることをいいます。すべての男女の人間らしい暮らしを確保するために多面的な意義を持っています。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 男女は、平等な存在であり、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱を受けず、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。

(2) 固定的性別役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすること。

(5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性及び生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な理解及び

協調の下に行われること。

【基本的な考え方】

基本理念は、男女共同参画を推進する上での基本的考え方を明らかにするために規定しています。

【説明】

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）の「基本理念」に準じて定めています。基本法の5項目に加え第5号において「性と生殖に関する健康と権利の尊重」を定めています。

基本理念は、市、市民及び事業者が「第4条 市の責務」から「第6条 事業者の責務」までに示しているそれぞれの「責務」を果たし、男女共同参画を進めていくための基本的な考え方を定めています。

(1) 男女の人権の尊重

単に「人権」とせず、「男女の人権」と規定したのは、人権について、性別に起因する問題という観点に着目し、その観点から人権を尊重することを強調したものです。

男女共同参画社会は、社会的性別による差別的取扱をなくし、性別にかかわらず、すべての人（性的指向を理由として困難な状況に置かれている人。）が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、人が人間として敬意を払われる社会です。

そのような社会を形成する上でその根底を成す基本理念であることから、6つある基本理念の最初のものとして掲げています。

「社会的性別」とは、社会通念や慣習の中にある「男性像」、「女性像」のような、社会によって作り上げられた男性、女性の別のことであり、「ジェンダー」ともいいます。

※「男女の個人としての尊厳が重んぜられ」は、例えば、性別に起因する暴力（配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等）がないこと、男女の個人の人格が尊重されることなどです。

※「個人としての能力を発揮する機会が確保」とは、男女共同参画社会は、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。活動に参画するに当たっては、社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることを規定しています。

(2) 社会活動選択における制度又は慣行の中立化

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けてしまいがちです。例えば、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により男性、女性の役割を決めていることです。

男女が、個性と能力を十分に発揮することができるためには、自らの意思であらゆる

分野における活動に参加する機会が確保されることが必要です。そのためには、社会の様々な制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮することを、定めたものです。

※「固定的性別役割分担意識を反映した制度又は慣行」とは、社会におけるあらゆる制度又は慣行が含まれます。慣行を法律、条例等で取り上げた例は少ないですが、男女共同参画社会の形成において無視することはできないので規定しています。

※「影響を及ぼすことのないよう配慮」とは、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成を阻害する要因とならないよう、それらの目的・意義との関係も踏まえつつ、活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとする事です。社会における制度又は慣行は、必ずしも男女共同参画社会の形成を直接的な目的とするものではありません（例：子どもの祝い事である鯉のぼりや雛祭りのような慣行）し、また、制度を作った目的を追求すれば、男女共同参画社会の形成について完全な中立を保つのは難しい場合もあることから、「配慮」と規定しています。

※「配慮」とは、男女が「社会における活動の選択」を行うに当たり、影響を与えないことであり、言い換えれば、ある方向に誘導したり、ある選択をしにくくすることをいいます。

(3) 方針の立案及び意思決定への共同参画

性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、方針の企画・立案及び決定過程における女性の参画が進んでいるとは言えない現状にあるため、あらゆる分野の方針決定の場に男女が社会の対等な構成員として参画できる機会が平等に確保されるべきことを、定めたものです。

(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立

家事、育児あるいは介護などの家庭生活での活動の多くが女性によって担われている現状を踏まえ、あらゆる分野で男女がともに参画していくため、家庭内での活動とそれ以外の職場、学校、地域などでの活動とを、家族同士の協力と責任の分担、さらに社会の支援により、円滑に両立して行うことができるようにすることを、定めたものです。

(5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠や出産を含め、生涯にわたって身体的、精神的及び社会的に健康に生活できるようにすること、またそれらに関し双方の意思が基本的に尊重される権利を有することを定めたものです。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じた健康保持が重要です。

(6) 国際的協調

男女共同参画の形成が国際社会の取組と密接に関わっていることから、情報収集に努めながら、国際的協調の下で行われることを、定めたものです。

※「国際社会における取組」とは、例として、女子差別撤廃条約、世界女性会議の成果

(行動計画等)、国連総会での「女性に対する暴力撤廃宣言」等の国連の活動やILOの活動などが挙げられます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女が職場における活動に平等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

【基本的な考え方】

第1条の「市、市民及び事業者の責務を明らかにする」という規定を受け、市の責務を規定しています。

【説明】

1. 基本法第9条「地方公共団体の責務」を受けたもので、市は、男女共同参画を推進するため、男女の実質的な機会の平等を実現するための措置(積極的格差是正措置)を含む施策を総合的に策定し、効果的に実施する責務があることを明らかにしています。

2. 施策の実施にあたっては、男女が職場での対等な参画とワーク・ライフ・バランスに配慮しつつ、社会の対等な構成員として参画できるよう積極的に取り組むよう明らかにしています。

3. 施策の実施にあたっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携、協力して取り組むべきことを明らかにしています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【基本的な考え方】

第1条の「市、市民及び事業者の責務を明らかにする」という規定を受け、市民の責務を規定しています。男女共同参画社会の実現のためには市民の行動が必要であり、それを努力義務として定めています。

【説明】

男女共同参画社会の実現には市民の意識と自覚による主体的で積極的な行動が不可欠

なため、市民の責務を定めています。

1. 市民の方々に、市の施策などを通して男女共同参画の理解を深め、あらゆる分野で固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すなど、男女共同参画の推進に関する取組に努めていただくことを定めています。
2. 市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民の方々から協力していただくことを定めています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に平等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、その事業活動において、平等に能力を発揮できる機会の確保や、男女共に子育て、介護その他の家庭生活及び職業生活が両立して行えるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【基本的な考え方】

第1条の「市、市民及び事業者の責務を明らかにする」という規定を受け、事業者の責務を規定しています。男女共同参画社会の実現のためには事業者の行動が必要であり、それを努力義務として定めています。

基本法には特に定められていませんが、事業者は労働者を使用するといった性格上、市民以上に強い影響力を持つこと、男女共同参画社会の実現のためには職場における男女共同参画の推進は欠かすことのできないものであることから、その主体である事業者の責務を規定しています。

【説明】

社会経済活動の中において事業者は重要な役割を果たしており、男女共同参画の推進には、とりわけ雇用の分野での取組が大切なため、市民とは区別して事業者の責務を定めています。

1. 事業者の方々に、男女が職場での対等な参画とワーク・ライフ・バランスに配慮しつつ、対等な構成員として参画できるよう男女共同参画の推進に努めていただくとともに、職場と家庭や地域などを両立できる職場環境を整備するよう努めていただくことを定めています。
2. 市が実施する施策をより効果的に推進するため、事業者の方々から協力していただくことを定めています。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

【基本的な考え方】

あらゆる分野における性別による差別、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの行為、その他男女間における人権侵害を男女共同参画を阻害する行為として禁止しています。

こうした行為は、相手方の尊厳を傷つけ、自信を失わせ、自由な活動を制限することにより個人の人権を侵害するものです。

【説明】

性別による差別的取扱の禁止等を定めたもので、性別による差別が、雇用の分野での差別だけでなく、様々な場面で人間関係を含む深刻な問題となっていることから、自分らしく生きる権利を阻むような社会における制度や慣行による差別的取扱についても、あらゆる場面において行ってはならないことを明らかにし、これらに対する身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならないことを定めています。

(表現上の留意事項)

第8条 何人も、広く市民及び事業者に情報を提供する場合において、性別を理由とする権利侵害を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

【基本的な考え方】

前条と同様、すべての人や団体に対して公衆に対する情報揭示に際して、性的な差別や暴力を連想させる表現の禁止を定めることを規定しています。

表現の自由の優越的地位を考慮して、努力義務規定としました。

【説明】

情報の発信者が誰であろうと、新聞、テレビ、ポスターなどの情報は、市民の意識や行動に大きな影響を与えます。特に、ビジュアルな表現方法は、強い模倣行動を誘発しますので、社会的性別であるジェンダーや暴力行為の刷り込みがおこなわれてしまいます。そのため、市などの公共機関はもとより、すべての者や団体が公衆に対し、放送、印刷物の掲示や配布、口頭等の手段により、性別による固定的役割分担及び男女間の暴力を助長するような表現をしないよう努めることと定めています。

第2章 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ、第25条第1項の規定により設置する燕市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを速やかに公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画を見直し、又は変更する場合について準用する。

【基本的な考え方】

男女共同参画施策の基本となる計画(基本計画)について規定しています。

【説明】

「都道府県男女共同参画計画等」について定めた基本法第14条第3項の規定を受け、男女共同参画を推進するため基本となる本市の計画策定の根拠、内容及び策定にあたっての手続きについて定めています。施策については、直接的に男女共同参画を推進する施策だけでなく、結果として推進につながるような施策も含まれます。

男女共同参画の推進は、市、市民及び事業者が協働して取り組むべきものであるため、計画には市が実施する施策のほか、市民及び事業者が取り組むべき内容も盛り込まれます。したがって、策定に当たっては、第25条に定める市長の附属機関である燕市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとします。

また、市、市民及び事業者すべてが、男女共同参画社会の形成を担っているということから計画を策定、又は変更したときは速やかに公表します。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

【基本的な考え方】

市長に対し、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について公表する義務を規定しています。

【説明】

男女共同参画を推進していくためには、男女共同参画基本計画である「燕市男女共同参画推進プラン」に基づいた施策の実施状況を調査、検証していくことが必要です。市では男女共同参画基本計画の進捗状況を明らかにするため、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況を燕市男女共同参画推進委員会に報告し、広報や、市のホームページその他の方法により公表します。作成した報告書について、行政内部の資料とするだけでなく、市民等に対して公表していくことで、男女共同参画社会の実現に向けた理解と意識の高揚を図ることとして定めています。

(調査及び研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な調査及び研究を継続的に行うものとする。

【基本的な考え方】

男女共同参画に関する情報の収集及び調査研究を継続的に行うことを市の義務と規定しています。

【説明】

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、国内外の動向や市の施策の推進状況、市民の意識、あらゆる分野における男女共同参画の推進状況や男女共同参画を阻害する要因等について市が的確に把握し、今後の施策に反映させていくことが重要であるため調査研究を行うことを定めています。

(広報、啓発活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者の理解を図るため、広報、啓発活動、情報提供その他の適切な措置を講じなければならない。

【基本的な考え方】

男女共同参画を推進するにあたり、基本理念について理解を深めるための、広報、啓発活動等を行うことを市の義務と規定しています。

【説明】

市全体として男女共同参画を推進するには、市民及び事業者から男女共同参画について十分理解してもらう必要があり、市は広報、啓発活動など必要な措置を講ずることを定めています。

(推進体制)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な財政上の措置及び推進体制の整備に努めるものとする。

【基本的な考え方】

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための必要な財政措置及び推進体制について規定しています。

【説明】

市が実施する男女共同参画を推進する施策を、総合的かつ効果的に実施していくためには、施策を展開していくうえで、必要な財政上の措置を講ずるとともに、市内において総合的に調整を図ることができる体制の整備に努めることを定めています。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第14条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

【基本的な考え方】

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、それを策定し、実施

に当たって、基本理念に配慮することを規定しています。

【説明】

ここでいう「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」は間接的に男女共同参画の推進に関わりを持つ施策で、男女共同参画の主管課以外の部署が担当するので、それらの施策の中にも男女共同参画の視点を盛り込んでもらうということを定めています。

(附属機関等における委員の構成等)

第15条 市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 任命権者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条第1項に規定する任命権者をいう。)は、女性の職域の拡大及び能力向上の機会の確保に努め、性別にかかわらず、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るよう努めるものとする。

【基本的な考え方】

政策、方針決定の場への女性の登用について、市が率先して取組んでいくことが重要であることから、附属機関等の委員や職員の管理職への女性の登用を積極的に図ることを規定しています。(積極的格差是正措置)

【説明】

1. 男女が社会の対等なパートナーとして、施策の立案や方針などの決定過程に共同して参画する機会を確保するため、市が設置する審議会等の附属機関の委員について、男女数の均等を図るよう努めることを定めています。

2. 市長等任命権者に対し、女性の能力に応じた職域の拡大や管理職への積極的な登用を図るよう努めることを定めています。

第2次燕市男女共同参画推進プランでは、基本目標「ともに参画する 男女共同参画の社会づくり」で「各種審議会等における女性委員の割合」を平成28年度に35%以上(H25:31.9%)に、また、女性管理職の登用率を平成28年度に10%(H25:7.8%)になるよう目標値を設定しています。

また、平成23年に燕市附属機関等の設置、運営、公募及び公開に関する指針を定め、女性委員の積極的な登用に取り組んでいます。

(人材の育成)

第16条 市民及び事業者は、社会のあらゆる分野での活動に女性の参画が促進されるよう人材の育成及び発掘に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者における人材の育成の取組を支援するため、情報及び積極的な学習機会の提供に努めなければならない。

【基本的な考え方】

男女共同参画にとって人材の育成は極めて重要なため、市民及び事業者には、人材の育成と発掘に努めるよう、市には、そうした取組を支援するための情報や学習の機会の

提供に努めることを規定しています。

【説明】

1. 男女共同参画社会の実現においては、あらゆる分野において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であることから、市民及び事業者に対し人材の育成及び発掘に努めるよう定めています。
2. 市民及び事業者が実施する人材育成の取組を支援するため、市に対し積極的な学習機会の提供を定めています。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第17条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

【基本的な考え方】

雇用分野における男女共同参画推進に必要な情報提供等について規定しています。

【説明】

1. 市に対して事業者への情報提供や必要な措置を講ずるよう努めることを定めています。
2. 必要により事業者から報告を求めることができると定めています。

(教育の分野における男女共同参画の推進)

第18条 市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる生涯学習の領域において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【基本的な考え方】

男女共同参画にとって教育分野は根本的な意義を持つため、市に対して、生涯にわたるあらゆる教育の分野で、男女共同参画を推進するための措置を講ずるよう努めることを規定しています。

【説明】

男女共同参画社会の実現において、教育の果たす役割は極めて大きいので、教育に携わるものが男女共同参画の理念を理解し、あらゆる分野において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であることを定めています。

学校教育においては、男女共同参画、人権などに関する教育を推進するとともに、学校外における青少年教育活動の指導者など地域社会で指導的な役割を果たす者に対して男女共同参画についての意識啓発を行うことも重要です。

社会教育においては、男性も女性も生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する意識を育むよう、人権学習や男女共同参画に関する学習について機会の提供なども必要です。

(防災の分野における男女共同参画の推進)

第19条 市は、災害復興を含む防災の分野において、男女共同参画の視点に立って、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【基本的な考え方】

防災分野における男女共同参画の視点に立った対応について規定しています。

【説明】

地震等大きな災害への対応や復興にあたり、市に対して男女共同参画の視点に立った対策を講ずることを定めています。

(商工業及び農林業の分野における男女共同参画の推進)

第20条 市は、商工業及び家族経営的な農林業の分野において、男女の経営における役割が適正に評価されるとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営又はこれに関連する活動に参画できる機会を確保するため、環境の整備に努めるものとする。

【基本的な考え方】

商工業、農林業分野における男女共同参画の視点での環境の整備をすることを規定しています。

【説明】

商工業や農林業の家族経営的な分野においても男女の役割が適正に評価され、社会の対等な構成員として経営や活動に参画できる機会を確保できる環境の整備に努めることを定めています。

(市民及び事業者への支援)

第21条 市は、市民及び事業者が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動を促すため、市民及び事業者との連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な措置を行うものとする。

【基本的な考え方】

男女共同参画を推進する市民及び事業者に対して、市の情報提供などの必要な支援を行うことを規定しています。

【説明】

市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に資する自主活動に対して、男女共同参画の基本理念を深めるための支援として、情報提供やその他必要な支援を協働して行うことの必要性を定めています。

(家庭生活への支援)

第22条 市は、家族を構成する男女が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動に家族の一員としての役割を果たすとともに、家庭生活と社会生活を両立で

きるよう必要な支援及び情報提供を行うものとする。

【基本的な考え方】

育児・介護等家庭生活における活動及び家庭生活、地域生活、職業生活等における活動との両立に関して、市が必要な措置を行うことを規定しています。

【説明】

子育てや介護等、家庭生活の多くは、女性が担っているという状況の中で、少子高齢化が進展しています。仕事と育児、介護等の両立に関する意識啓発を進め、特に、男性が家庭生活に積極的に参画することを求めています。

また、男女が共に社会のあらゆる場に参画していくためには、男女が相互に協力していくとともに、社会の支援を受けながら、その役割を円滑に果たし、家庭生活と社会生活（地域生活、職業生活など）との両立を図ることが、重要な課題となっています。

家庭と仕事の両立支援を進め、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、子育てや家族の介護に関するサービスなど、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤を整備するなど、充実した支援を行うことを定めています。

（相談窓口の設置）

第23条 市長は、性別による人権侵害について、市民及び事業者からの相談を受けるため、相談窓口を設置するものとする。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、必要に応じて関係行政機関と連携して適切な措置を講ずるものとする。

【基本的な考え方】

性別による人権侵害の相談等の申し出に対し、適切な措置を講ずるよう規定しています。

【説明】

1. 性別による差別的な取扱いやセクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力などの性別による人権侵害に関する相談窓口の設置を定めています。
2. 相談があった場合、必要に応じて、関係機関等と連携しながら適切な措置を講ずることを定めています。

（施策に関する意見の申出）

第24条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、次条の規定により設置する燕市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

【基本的な考え方】

市の施策に対する意見等への対応について規定しています。

【説明】

1. 市が実施する男女共同参画施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に対して、意見等の申出ができることを定めています。
2. 申出のあった意見を処理するにあたり、燕市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことを定めています。

第3章 男女共同参画推進審議会

(設置等)

第25条 男女共同参画を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を審議するため、燕市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次の事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議する。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

(2) 基本計画に関し、第9条第2項に規定する事項を処理すること。

(3) 施策に関する意見の申出に関し、前条第2項に規定する事項を処理すること。

3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【基本的な考え方】

燕市男女共同参画推進審議会について規定しています。

【説明】

1. 燕市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の設置を定めています。
2. 燕市男女共同参画推進プランに基づいた施策の実施状況の調査・検証など、審議会の事務に関する事項を定めています。
3. 市長からの諮問がなくても、審議会において必要と認められる事項について、市長に意見を述べることを定めています。
4. 審議会の委員の数、構成及び任期、会長の選任、会議の運営、部会の設置など、審議会の組織及び運営について必要な事項は、施行規則に委ねることを定めています。

第4章 雑 則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【基本的な考え方】

必要な事項の規則への委任を規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(基本計画の特例)

2 この条例の施行日前に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により定められた計画は、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(燕市附属機関設置条例の一部改正)

3 燕市附属機関設置条例(平成20年燕市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | |
|----|---------------|--|
| 市長 | 燕市行政改革推進委員会 | 市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議すること。 |
| 市長 | 燕市男女共同参画推進委員会 | 市長の諮問に応じ、燕市男女共同参画に関する基本計画の策定及びその推進に関する事項を協議すること。 |

」

を

「

| | | |
|----|-------------|--|
| 市長 | 燕市行政改革推進委員会 | 市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議すること。 |
|----|-------------|--|

」

に改める。

【基本的な考え方】

この条例の施行期日や特例など規定しています。

【説明】

1. この条例は、平成27年4月1日から施行することを定めています。
2. 平成24年度から平成28年度までを計画期間として策定した第2次燕市男女共

同参画推進プランをこの条例で規定する基本計画とみなすことを定めています。

3. この条例の施行による燕市附属機関設置条例の改正を定めています。